

西条市公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 西条市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和59年度(西条処理区) (平成2年度:東予・丹原処理区)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法一部適用
処理区域内人口密度	全体:35.7人/ha 西条処理区:39.5人/ha 東予・丹原処理区:26.5人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区 (2処理区:西条処理区・東予・丹原処理区)		
処理場数	2箇所 西条浄化センター 東予・丹原浄化センター		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	「最適化」…平成27年度末に飯岡中部地区の地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)区域と平成29年度末に神戸地区の農業集落排水区域を公共下水道に接続した。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系については、基本使用料と累進従量使用料に区分して設定しています。 地下水利用の場合は、3人目まで1人につき西条処理区は10m ³ /月、東丹処理区8m ³ /月、4人目から1人につき西条処理区は7m ³ /月、東丹処理区は4m ³ /月として算定しています。 上水道と地下水を併用する場合は、上水道使用水量に3人目まで1人につき西条処理区は5m ³ /月、東丹処理区は4m ³ /月、4人目から1人につき西条処理区は3m ³ /月、東丹処理区は2m ³ /月を加算して算定しています。 汚水私費の原則を念頭にしつつ、市町合併前からの異なった使用料体系を段階的に改定を行い統一を図っています。								
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と同じ								
その他の使用料体系の 概要・考え方	湯屋汚水使用料体系は、30m ³ までは、一般家庭用と同じであるが、30m ³ 超過分については、湯屋汚水用の使用料体系としています。								
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり:税込) ※過去3年度分を記載	年度	税	西条処理区	東丹処理区	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり:税込) ※過去3年度分を記載	年度	税	西条処理区	東丹処理区
	平成29年度	8%	1,320円	1,830円		平成29年度	8%	1,344円	2,203円
	平成30年度	8%	1,320円	1,830円		平成30年度	8%	1,355円	2,227円
	令和元年度	10%	1,450円	1,870円		令和元年度	10%	1,238円	1,875円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	損益勘定所属職員:11人 資本勘定所属職員:17人																		
事業運営組織	<table border="1"> <tr> <td>本庁</td> <td>下水道業務課</td> <td>下水道総務係</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>下水道業務係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下水道工務課</td> <td>下水道建設係</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>下水道維持係</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>西条浄化センター、東予・丹原浄化センター</td> </tr> <tr> <td>東予総合支所</td> <td>建設管理課</td> <td>東予・丹原下水道係</td> </tr> </table>	本庁	下水道業務課	下水道総務係			下水道業務係		下水道工務課	下水道建設係			下水道維持係			西条浄化センター、東予・丹原浄化センター	東予総合支所	建設管理課	東予・丹原下水道係
本庁	下水道業務課	下水道総務係																	
		下水道業務係																	
	下水道工務課	下水道建設係																	
		下水道維持係																	
		西条浄化センター、東予・丹原浄化センター																	
東予総合支所	建設管理課	東予・丹原下水道係																	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	令和2年4月より3年間で、西条処理区における西条浄化センター、雨水ポンプ場(4箇所)及び樋門(6箇所)について、また東予・丹原処理区における東予・丹原浄化センター、ポンプ場(汚水中継ポンプ場1箇所、雨水ポンプ場1箇所、排水機場1箇所)についての運転管理及び保守点検等を包括的民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	消化ガスを加温ボイラーに利用しています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和2年4月1日から公営企業法の一部適用を行ったため、経営比較分析表は法非適用時のものを添付
<p>汚水処理原価は、類似団体の全国平均と比較して低くなっているにもかかわらず、経費回収率が、類似団体の全国平均の半分程度と低くなっており、使用料で回収すべき経費が賸えていない状況です。その要因としては、使用料単価が廉価であるため使用料収入が低いことが挙げられます。</p>

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

<p>行政人口は、平成22(2010)年で112,091人、令和2(2020)年現在では、104,056人となり、令和27(2045)年では、78,307人と平成22年と比較すると約3割減少すると推測されます。</p> <p>一方、処理区内人口は、下水道整備により増加傾向にありましたが、今後は、行政人口の減少に伴い、処理区内人口も減少すると推計されます。</p> <p>※日本の地域別将来推計人口より算出</p>

(2) 有収水量の予測

<p>処理区域内人口の減少により、年間有収水量が令和3年度の約8,178,000㎡/年から令和12年度には約7,452,000㎡/年に減少していくと考えられます。</p>

(3) 使用料収入の見通し

現在、市町合併以来の懸案事項である異なった使用料体系を利用者負担の公平を図るため、令和10年に統一することを目標とし、3年ごとに西条処理区の使用料体系を約10%の値上げ率で改定を行っています。
しかし、県内及び類似団体との使用料単価の比較では、当市の使用料単価は平成30年度で75.15円と低くなっており、そのため使用料収入だけでは汚水処理費を賅えておらず、その財源不足分を一般会計からの繰入金によって補っている状況です。
今後は人口減少に加え、処理区拡大の終了、接続率の鈍化等の要因も重なり有収水量の減少が不可避となっており、使用料収入が減少していくことが予測されます。

(4) 施設の見通し

昭和49(1974)年に整備開始してから約50年が経過し、敷設後40年以上が経過した管渠もあるなど施設の老朽化が進んでいます。
老朽化が進むと管渠においては不明水の浸入増、処理場及び雨水ポンプ場においては、それぞれ汚水処理能力の低下、排水能力の低下を引き起こす原因となり、維持管理費の増加や能力低下などにつながる恐れがあるため、機能保全のための施設の改築更新が必要となり、今後、更新費用が増大する見通しです。

(5) 組織の見通し

技術系職員については、管渠の新設工事による面整備が令和8年を目途に縮小していく見込みですが、今後、改築更新工事の増加が見込まれるため、現行の人数を維持することを想定しています。
事務系職員については、現行の人数を維持し、企業会計の知識の習得を図ります。また、人員の異動の際にも、業務の停滞を起こさずスムーズな継承が行えるようノウハウの蓄積に努めます。

3. 経営の基本方針

- ①効率的な下水道整備を目指す
 - ・将来の人口や有収水量の減少を踏まえ、適正な下水道整備を実施
 - ・ストックマネジメント計画に基づき、リスク評価などを勘案して適切な改築更新を実施
- ②災害に強いまちづくりを目指す
 - ・安心安全な市民生活の実現に向けた雨水整備事業の実施
 - ・南海トラフ地震等に対する防災・減災対策事業の推進
- ③持続可能な事業経営を目指す
 - ・水洗化率の向上への取組を実施
 - ・使用料の市内統一を行い、その後も独立採算制の原則に基づく使用料改定による増収を実施
 - ・維持管理業務の効率化を図り、コスト縮減を実施
 - ・将来の改築更新費用の財源確保に努め、借入残高の減少に努める

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	三津屋雨水ポンプ場の新設工事を行う影響により、令和7年度に投資額がピークとなりますが、計画最終年度の令和12年度には、事業全体での投資額を、令和3年度の約30%を削減します。 また、今後、管渠・処理場・雨水ポンプ場において増加が見込まれる改築更新需要については、耐震化も踏まえたストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化、投資の抑制と平準化を図りながら効率的に改築更新をしていきます。
-----	--

① 管渠費

処理区拡大のための新設工事は、令和8年度を目途に縮小していく予定としているため、令和9年度からは令和3年度の約4割(約1.5億円)の投資額としています。しかし、敷設後40年以上が経過し、標準耐用年数の50年に近づいてきている管渠もあるので、ストックマネジメント計画により、施設の長寿命化、投資の抑制と平準化を図りながら効率的な改築更新をしていきます。

② 処理場費

西条浄化センター及び東予・丹原浄化センターの両処理場施設の整備は概ね完了していますが、一方で改築更新が必要となってきているため、耐震化も踏まえたストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化、投資の抑制と平準化を図りながら効率的に改築工事を行っていきます。
また、令和5年度から令和9年度を期間とする次期ストックマネジメント計画を策定します。

③ ポンプ場費

近年浸水被害が発生している三津屋排水区周辺の浸水対策のため、三津屋雨水ポンプ場の基本設計に平成25年度から着手し、令和10年度の完成を予定して、新設工事(総投資額約29.8億円)を行っています。

また、その他の整備済みのポンプ場施設については、次期ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化、投資の抑制と平準化を図りながら効率的に改築工事を行い、浸水被害を防いでいきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	令和10年度を目標に使用料体系の市内統一を図り、統一後も使用料単価の増額改定を行い、使用料収入の増収を図ります。 また、一般会計からの基準外繰入金を計画最終年度の令和12年度には、令和3年度から約30%を削減します。
-----	---

① 使用料について

学識経験者や下水道使用者などを委員とした使用料等審議会での審議を経て、令和10年度を目標として、西条処理区の使用料体系を3年ごと(令和4(2022)年度、令和7(2025)年度、令和10(2028)年度)に約10%の値上げ率で改定し、市町合併前からの異なった使用料体系の市内統一することとしています。

② 一般会計からの基準外繰入金について

使用料収入が不足していることにより、一般会計からの基準外繰入金に依存した経営状況となっているため、公営企業の独立採算制の原則に基づき、一般会計からの基準外繰入金を計画最終年度の令和12年度には、令和3年度から約30%を削減します。

③ 国庫補助金について

国庫補助対象事業については、優先的に補助金を活用します。

④ 企業債

管渠施設の法定耐用年数は50年であるにもかかわらず、企業債償還期間は30年となっていることから、元金償還金の一部を後年度に繰り延べる資本費平準化債を借入りし、世代間の負担を公平にすることに努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・有収水量の減少を見込んでいますが、動力費及び薬品費は単価の上昇も見込み、同等の費用としています。
- ・処理場及び雨水ポンプ場等の運転管理及び保守点検等を、令和2年度より3年期間の包括的民間委託(レベル1)としていますが、計画期間内も同レベルで継続するものとしています。
- ・修繕費の縮減を図るためストックマネジメント計画による効率的な修繕に努めます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	経済性や地域の特性を考慮しながら、社会情勢の変化にも応じた最適な汚水処理方法の選択を前提にして、下水道での汚水処理から合併浄化槽での処理への変更も含めた事業計画の見直しを検討していきます。
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和10年度を目標に使用料体系の統一をすることとしています。それでもなお他団体と比較して低い使用料単価であり、経費回収率が64.5%までの改善にしかありません。 健全な経営のためには、経費回収率は100%以上が必要であることを念頭に使用料等審議会での審議を行うようにしていきます。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	令和2年度より、処理場及び雨水ポンプ場等の包括的民間委託を行っているが、経費比較等した結果、レベル1での内容となっている。今後も更なる経費削減を図るため、経済的優位性のあるレベルでの実施を検討していきます。
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	該当なし
委託費に関する事項	汚泥処理に係る委託料の削減を図るため、近隣団体との共同処理を検討をしていきます。
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略策定後も、毎年度、目標指標の達成状況を把握し、進捗管理を行う。 また、計画と実績とのかい離が生じた場合にはその原因を分析し、結果を経営戦略等に反映させる「PDCAサイクル」を導入し、経営戦略の見直しを原則5年に一度行います。
---------------------	---

経営比較分析表（平成30年度決算）

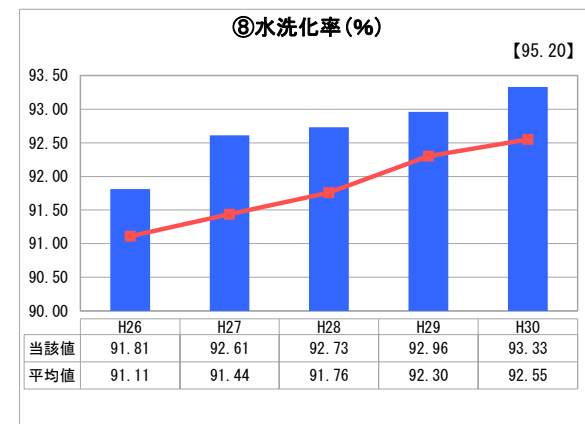
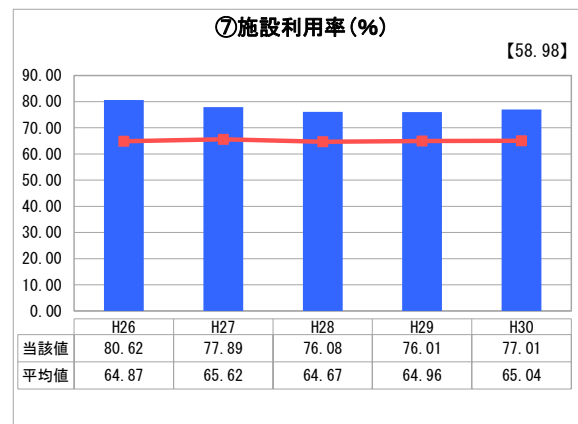
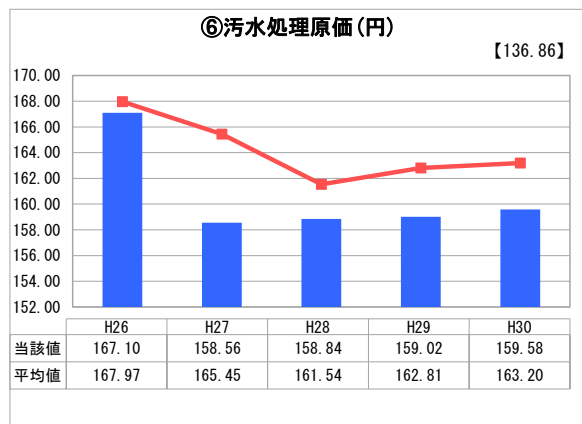
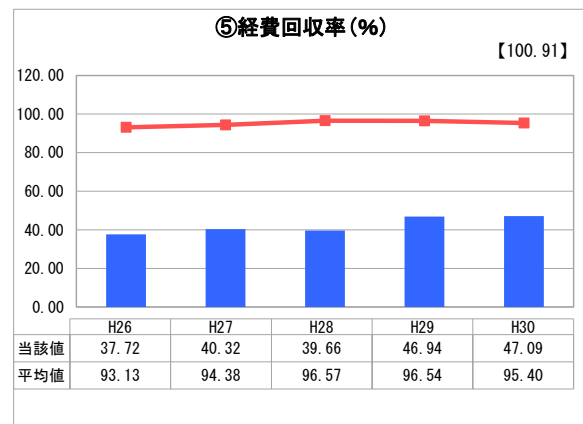
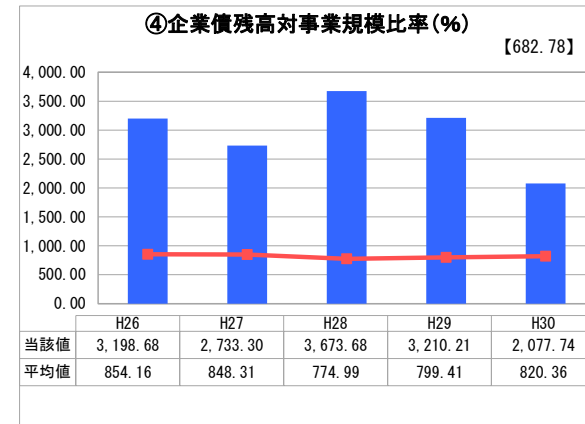
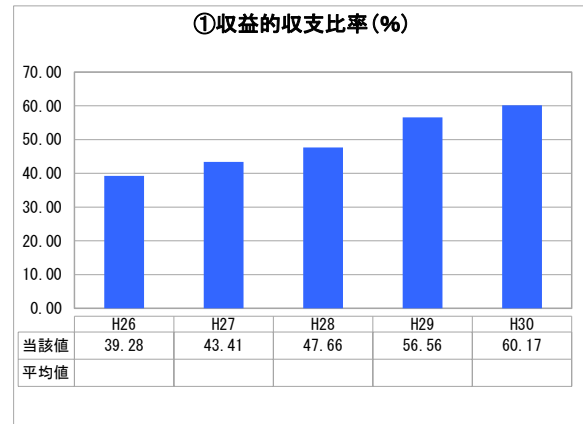
愛媛県 西条市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	58.43	69.42	1,320

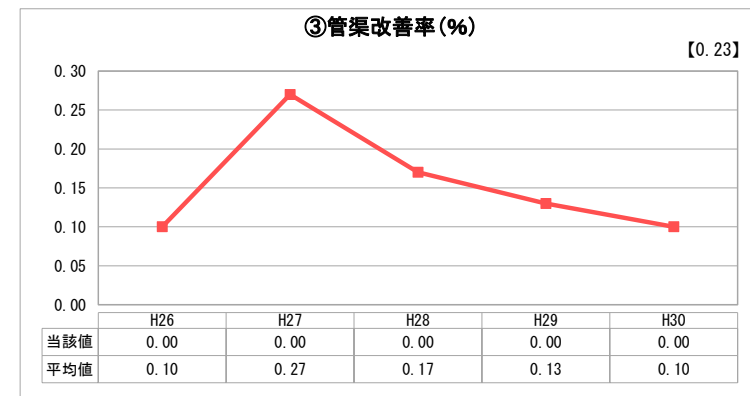
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
109,681	510.02	215.05
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
63,824	17.78	3,589.65

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は、右肩上がりではあるが60.17%とまだまだ低く、使用料収入等の収益で地方債償還金等の費用を賄えていない。原因としては、使用料単価が低く料金収入が少ないことが挙げられる。現行の使用料単価は、維持管理費を賄うだけの単価設定となっており、地方債償還金分の回収は僅かであるため一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況である。

H30年度より農業集落排水事業を公共下水道事業に統合したため使用料収入は増収となっている。それにより前年度対比で3.61%改善しているものの、さらなる経営改善に向けた取り組みが必要である。H31年4月には料金改定を行っているため、次年度はそれに伴う収入増を期待したい。

使用料収入に対する企業債残高の割合は、類似団体の全国平均と比べ約4倍であり、割合が高くなっている。これは使用料単価の低さが主な原因である。

経費回収率は、類似団体の全国平均の半分以下である47.09%となっている。これは使用料で回収すべき経費を賄えていない状況であることを示しており、回収率100%に近づけるよう適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。現在、接続率や収納率の向上を図ることで、使用料収入の増額を目指している。汚水処理に要した費用では、全国平均よりも低い金額となっている。

施設の処理能力に対する処理水量の割合、処理区域内で水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合は、全国平均より高い数値となっている。

これらを更に向上させるため、施設が十分に機能を発揮できるよう努めるとともに水洗化率の向上、経費の削減にも取り組む必要がある。

2. 老朽化の状況について

管渠の標準耐用年数は50年であるが、建設後40年以上経過している管渠もあり、今後においては緊急を要する修繕等が発生する可能性がある。それを回避するため、ストックマネジメント計画に基づく管渠の点検調査や改築工事を実施している。また、供用開始から34年が経過した西条浄化センターにおいても、ストックマネジメント計画に基づき、順次改築工事を実施している。

管渠について、今後、標準耐用年数に達し改築更新時期を迎える管渠が増加すると見込まれるため、施設の回復・予防保全のための修繕を実施するとともに、事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要がある。

全体総括

収益的収支比率や経費回収率の改善に向け、使用料収入の増加と維持管理費などの経費の節減努力を継続して行う。

H30年度より農業集落排水事業を公共下水道事業に統合したため使用料収入は増収となっている。これにより収益的収支比率及び経費回収率は若干の右肩上がりとなったが、100%を大きく下回っているため、今後も徴収率の向上や水洗化率の向上に努めるとともに、投資の平準化による借入額の抑制を行い一般会計繰入金金の減少にも努める。H31年4月には料金改定を行っているため、次年度はそれに伴う収入増を期待したい。

老朽化対策については、ストックマネジメント計画に基づく管渠の点検調査や改築工事を実施している。整備や管理に係る費用についても、費用対効果を検証しながら、平準化を図りつつ計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要がある。

安定した収入の確保と投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組などを行い経営改善に努めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		前々年度 (決算) (法非適)	前年度 (決算) (見込)										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,057,200	792,700	810,500	741,000	1,012,700	1,104,400	1,266,400	1,221,000	898,400	1,151,800	662,100	664,300
	うち資本費平準化債等	342,100	287,200	202,900	196,900	187,500	173,600	166,100	160,700	150,100	141,000	145,700	147,900
	2. 他 会 計 出 資 金		372,870	325,949	315,796	338,074	342,836	356,767	326,559	288,839	291,888	247,787	238,501
	3. 他 会 計 補 助 金	829,987	155,635	218,522	250,359	252,736	213,399	183,409	158,076	96,043	29,964		
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	599,247	369,741	464,395	399,900	615,445	719,050	893,750	395,350	308,400	341,450	197,350	197,350
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金	47,324	16,682	15,080	15,000	15,001	15,002	15,003	15,004	15,005	15,006	15,007	15,008
	9. そ の 他	395	26,627										
	計 (A)	2,534,153	1,734,255	1,834,446	1,722,055	2,233,956	2,394,687	2,715,329	2,115,989	1,606,687	1,830,108	1,122,244	1,115,159
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	2,534,153	1,734,255	1,834,446	1,722,055	2,233,956	2,394,687	2,715,329	2,115,989	1,606,687	1,830,108	1,122,244	1,115,159
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,623,252	1,069,246	1,207,630	1,056,748	1,582,050	1,803,363	2,167,575	1,597,941	1,175,941	1,488,597	813,036
うち職員給与費		90,453	50,333	39,942	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
2. 企 業 債 償 還 金		1,511,374	1,508,669	1,426,014	1,431,651	1,421,360	1,368,397	1,335,575	1,332,039	1,252,744	1,175,653	1,137,154	1,086,441
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
5. そ の 他		28,592	4,939	9,586	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
計 (D)	3,163,218	2,582,854	2,643,230	2,493,399	3,008,410	3,176,760	3,508,150	2,934,980	2,433,685	2,669,250	1,955,190	1,904,477	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	629,065	848,599	808,784	771,344	774,454	782,073	792,821	818,991	826,998	839,142	832,946	789,318	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	534,024	848,599	808,784	771,344	774,454	782,073	792,821	818,991	826,998	839,142	832,946	789,318
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金	95,041											
	4. そ の 他												
計 (F)	629,065	848,599	808,784	771,344	774,454	782,073	792,821	818,991	826,998	839,142	832,946	789,318	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	20,123,695	19,481,339	19,142,434	18,510,444	18,184,365	18,008,171	17,978,319	18,065,024	17,930,095	18,153,207	17,926,047	17,761,622	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		前々年度 (決算) (法非適)	前年度 (決算) (見込)										
収 益 的 収 支 分		781,500	1,129,061	1,046,172	965,530	961,460	960,783	910,604	933,609	944,795	889,758	914,495	903,293
	うち基準内繰入金	778,733	638,906	402,439	313,757	321,471	326,954	330,057	332,221	322,120	324,814	326,811	327,298
	うち基準外繰入金	2,767	490,155	643,733	651,773	639,989	633,829	580,547	601,388	622,675	564,944	587,684	575,995
資 本 的 収 支 分		829,987	528,505	544,471	566,155	590,810	556,235	540,176	484,635	384,882	321,852	247,787	238,501
	うち基準内繰入金	140,377	137,372	130,474	119,539	143,244	155,258	173,685	143,966	117,114	130,738	91,915	89,569
	うち基準外繰入金	689,610	391,133	413,997	446,616	447,566	400,977	366,491	340,669	267,768	191,114	155,872	148,932
合 計		1,611,487	1,657,566	1,590,643	1,531,685	1,552,270	1,517,018	1,450,780	1,418,244	1,329,677	1,211,610	1,162,282	1,141,794